

富士市空き家リフォーム支援補助金(空き家バンク利活用支援)について

<制度の概要>

名 称	富士市空き家リフォーム支援補助金(空き家バンク利活用支援)		
目 的	空き家を利活用することにより、周辺環境の改善や移住定住に繋げ、地域コミュニティの維持に寄与することから、空き家を住宅として活用するためのリフォームにかかる工事費に対し補助を行う。		
対象となる空き家	富士市空き家バンクに登録されている空き家		
対 象 者	富士市空き家バンクに登録されている空き家の ・賃貸人(貸す人)：空き家の所有者であること ・賃借人(借りる人)：空き家の所有者からリフォームの承諾を得ていること ・売却者 ・購入者 ※いずれも契約済み(賃貸借契約又は売買契約)であることが条件		
対 象 地 域	市内全域 ただし、災害危険区域※1を除く (市街化調整区域にあっては立地基準など適合する者に限る)		
補 助 対 象	以下の工事に要した経費 ただし、DIYの場合は、材料費に限る ・水道、ガス又は電気設備の改修工事 ・台所、トイレ又は風呂の改修工事 ・内装、外装又は屋根の改修工事 ・家財の除却工事 ・増築又は修繕工事		
補 助 額	区分	補助率	金額
	基本額	工事費の 1/2	上限 80 万円
	加算額※2 (市外から転入の者)	—	20 万円
	加算額※2 (仲介手数料)	—	5万円
実 施 期 間	令和5年度から2年間		
注 意 事 項	・工事の着手前に申請すること ・引き渡し日から3か月以内に着工すること ・5年以上居住すること(ただし、市外からの転入者の場合は10年)		

※1 災害危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域

※2 補助金額の加算は、どちらか一方のみとする。